

災害時避難場所

いざというときに慌てないよう、日頃から災害時の避難場所を確認しておきましょう。

* 災害対策基本法の改正により、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」が位置づけられました。
このうち、指定緊急避難場所は、**災害の種類ごとに指定**することになっています。
(屋内施設については、一部を除き、指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねています。)

指定緊急避難場所

災害が発生したり、発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所です。
洪水については、荒川・利根川・福川等のそれぞれの浸水想定に基づいて、また、地震については、屋内施設の場合、建築年などに基づいて指定しています。

- ・ **一時避難場所**(屋外施設:身近な公園など) … 災害時に、各自、その危険から逃れるための場所
- ・ **広域避難場所**(屋外施設:大規模な公園・緑地など) … 地震による大きな火災が発生した場合などの大規模な避難に適した場所 (一時避難場所としても利用可)

指定避難所

災害により避難した方々が、その危険性がなくなるまでの間、あるいは、災害により自宅等に戻れなくなった場合に、**一時的に生活するための場所**です。

- ・ **第一避難所** (各小学校) … 災害時に、一時的に生活していただくために開設する避難所 (従来の「指定避難所」)
- ・ **第二避難所** … 第一避難所のみでは避難した方々を収容しきれない場合などに開設する避難所 (従来の「補助避難所」)
- ・ **福祉避難所** … **要配慮者** (高齢者・障害者・乳幼児など、災害時の避難や生活に配慮が必要な方々) を収容するために開設する避難所

防災拠点

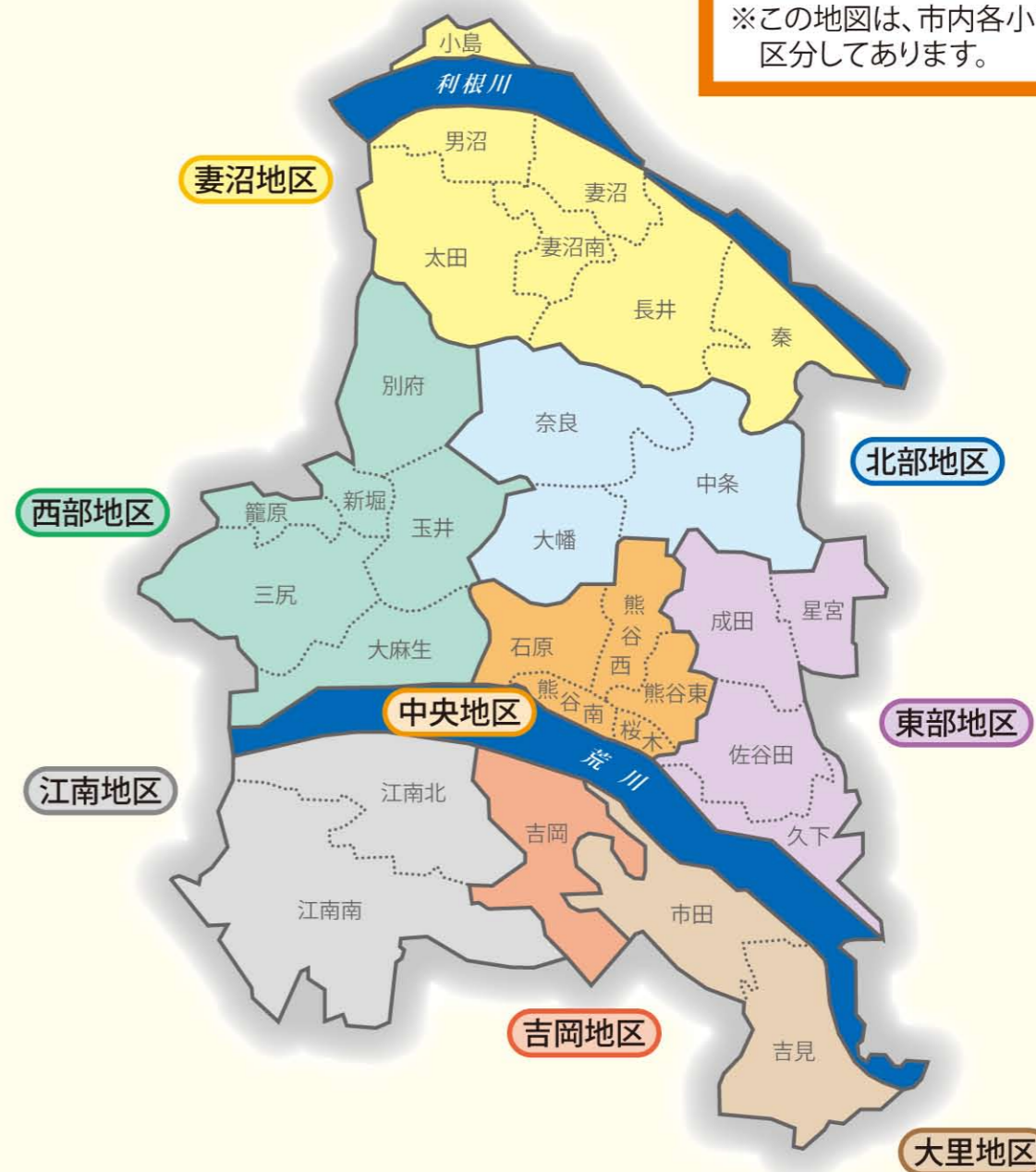
防災上、または災害対応上の拠点となる場所です。

- ・ **防災中枢拠点**(熊谷市役所〔本庁舎〕) … 災害時の応急対策を総合的に統括する場所
- ・ **防災地区拠点**(各行政センター庁舎など) … 防災用の資機材や避難生活用の食料・用品などを備蓄するとともに、各地域における災害時の応急対策の拠点となる場所

地区名	ブロック名 (小学校区)
中央地区	熊谷東、熊谷西、熊谷南、石原、桜木
北部地区	大幡、中条、奈良
西部地区	大麻生、玉井、別府、三尻、籠原、新堀
東部地区	成田、佐谷田、久下、星宮
吉岡地区	吉岡
大里地区	市田、吉見
妻沼地区	妻沼、男沼、太田、長井、秦、小島、妻沼南
江南地区	江南北、江南南



※この地図は、市内各小学校の校区で区分してあります。



避難施設一覧表(次ページ以降参照)の見方

1 指定緊急避難場所について

- 屋外施設 (公園等) に関する「洪水時」欄の表示の意味は、次のとおりです。
(それぞれの河川の氾濫による洪水について)
○ = 避難できる場所
- = 避難に適さない場所
斜線 = 浸水想定区域からの距離などから、指定緊急避難場所として想定しない場所
- 屋外施設 (公園等) については、全てが地震時の指定緊急避難場所になります。
- 屋内施設 (学校、公民館等) に関する「洪水時」欄の表示の意味は、次のとおりです。
○ = 全階が避難可能、② = 2階以上が避難可能、③ = 3階以上が避難可能

2 指定避難所・福祉避難所について

- 屋内施設 (指定避難所・福祉避難所) の開設については、そのときの施設の状態などにより判断します。